

ASIA FOCUS NEWSLETTER

Newsletter

January 2026

本ニュースレターに関する お問い合わせ先

勝山 正雄
パートナー
+81 3 6271 9517
masao.katsuyama@bakermckenzie.com

竹中 陽輔
パートナー
+81 3 6271 9548
yosuke.takenaka@bakermckenzie.com

富本 聖仁
パートナー
+81 3 6271 9710
seiji.tomimoto@bakermckenzie.com

和田 卓也
パートナー
+81 3 6271 9716
takuya.wada@bakermckenzie.com

北村 裕幸
カウンセル
+81 3 6271 9758
hiroyuki.kitamura@bakermckenzie.com

五十嵐 文哉
アソシエイト
+81 3 6271 9477
fumiya.igarashi@bakermckenzie.com

平尾 俊紀
アソシエイト
+81 3 6271 9461
toshiki.hirao@bakermckenzie.com

Asia Focus Newsletter 2026年1月版

Asia Focus Newsletter は、ベーカーマッケンジーのアジア地域におけるネットワークを最大限に活かし、日本企業の関心が高いと思われるアジア地域での近時のリーガル・ニュースを毎月タイムリーにお届けします。

詳細については、各見出しをクリックし、英語版をご覧ください。

タイ：アルコール飲料管理法第2号に基づく2つの主要規制—販売時間延長及び新たな消費制限 (2025/12/9)

2025年12月1日、タイ政府は、アルコール飲料管理法第2号（ABCA No.2）に基づく新規制を公布し、12月3日に施行した。新規制により、販売時間が午前11時から深夜0時までに延長された（これまでには、午前11時から午後2時までと午後5時から深夜0時までが認められていた）。延長された午後2時から午後5時の間での販売を2026年5月31日まで暫定的に許可し、初期影響評価が行われる予定。また、販売場所での飲酒可能時間について、制限時間開始後1時間以内の午前1時まで飲酒継続を認める等、管理枠組みを大幅に変更した。

タイ：新たな投資規制下で進化する保険業界による投資機会 (2025/12/11)

2025年11月25日、タイ保険委員会（OIC）は、保険会社の投資その他の事業運営に係る告示を新たに公表し、同年12月1日から施行した。当該告示は従来の告示8つを統合するものである。主な変更点としては、保険会社により投資可能な資産クラスが拡大し、投資条件が緩和された点、リスク比例性に基づくスクリーニングで投資可能範囲が決定され、ヘッジファンド若しくはベンチャーキャピタル等への投資が認められることとなった点、及びOICによる事前承認を撤廃し、保険会社の取締役会の権限を強化する等柔軟な投資戦略を可能にした点等が挙げられる。

タイ：デジタル資産規制の総括 2025年—10の主要動向 (2025/12/12)

2025年は、デジタル資産市場の強化に向けたタイの前向きな取組を反映した年であった。特に、投資市場や決済インフラへのブロックチェーン統合において、その姿勢が顕著であり、世界的な規制動向と歩調を合わせている。2025年のタイ政府の主な取組を列挙すると、投資信託による暗号資産投資を許可、デジタル投資トークンのG-Tokenを承認、そして証券取引法改正案の閣議決定が挙げられる。さらに、デリバティブ法改正案に関する公聴会の実施、ステーブルコイン規制の検討、観光客向け仮想通貨決済サンドボックスの導入、海外送金規制の緩和等、金融のデジタル化を加速した。

タイ：競争法規制当局による支配的地位の判断基準に関する改正 (2025/12/22)

タイ競争委員会（TCCT）は、2025年12月17日、新たな支配的地位の基準に係る告示を公表した。新基準において、市場占有率20%未満の事業者は支配的地位にあると判断されないこととなる。新基準では、①売上10億バーツ以上である場合、及び②当該事業者の市場占有率が50%以上又は上位3社の合算75%以上かつ当該事業者の市場占有率が20%以上である場合に、支配的地位を有していると認定される。新基準は、支配的地位の濫用規制及び企業結合審査に適用されることとなる。

台湾：労働安全衛生法の大幅改正－職場いじめ防止に向けた新措置 (2025/12/19)

台湾の立法院（国会に相当）は、職場いじめ防止及び建設業の安全強化を中心とする労働安全衛生法（OSHA）改正を可決した。初めて「職場いじめ（workplace bullying）」の定義が明確化され、企業には相談窓口の整備、申立がなされた場合の調査義務、並びに申立及び結果の公開義務が課された。また、大型建設工事では、事業主に対し、危険性分析及び安全計画策定が義務化された。加えて、改正法において、刑事罰及び行政罰が強化された。改正条項の具体的な施行日はまだ公表されていないが、近く施行される見込みである。

ベトナム：2026年から2030年の間のエネルギー開発加速に向けた新たな仕組み及び政策に関する新決議 (2025/12/29)

2025年12月11日、ベトナムの国会は決議第253/2025/QH15号を採択し、2026～2030年の電源計画、料金決定、投資家選定及び洋上風力並びに直接電力購入契約（DPPA）制度を大幅に改正した。電力価格の確定や手続の迅速化により投資効率向上を図り、エネルギー安全保障及びエネルギー分野への投資の強化を試みている。

編集後記

今月号担当の勝山、五十嵐、平尾です。

今月注目されるのは、「タイ：競争法規制当局による支配的地位の判断基準に関する改正」になります。新基準は企業結合審査にも適用されるため、タイ企業買収を検討する際に留意を要します。また、タイ保険会社に対する投資規制改正及びベトナムのエネルギー分野における新決議がなされており、規制緩和や規制変更による投資環境の変化について、継続的に注視し慎重に見極める必要がありそうです。



勝山



五十嵐



平尾